2⑶レ㈡中③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成25年３月31日（日）までとする。

2⑶中レを同タに改める。

3を次のとおり改める。

3　特別の措置

２の⑶のロの㈠に定める区間に係る２の料金の額（軽車両等に係るものを除く。）については、会社が別に定める日から当分の間（以下「特別措置期間」という。）は、次のとおり特別の措置をする。

⑴　料金の額

特別措置期間における料金の額に対する２の⑴の適用については、「別表２及び別表３」とあるのは「別表４及び別表５」とする。

⑵　通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る２の⑵の適用については、「別表２⑴、同表２⑵及び同表２⑶並びに別表３」とあるのは「別表４及び別表５」と、

「

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

」

とあるのは

「

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

」

とする。

⑶　料金の割引

イ　大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する２の⑶のロの適用については、

「㈠　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

㈡　割引率

㈠に定める区間を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額（１万円未満を除く。）に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。」

とあるのは、

「㈠　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

㈡　割引率

月間利用額	割引率
１万円を超え、５万円までの部分	6.9パーセント
５万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で㈡に定める表を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。」

とする。

ロ　特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する２の⑶のニの適用については、㈡の「30パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。

ハ　ＥＴＣ特別割引

㈠　割引をする自動車

次の①から③に定める自動車

①　平成24年４月13日までに２の⑶のロの㈠に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車。

②　平成24年４月14日から２の⑶のロの㈠に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

③　平成24年４月14日から休日以外の日に２の⑶のロの㈠に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

㈡　割引率

割引率は、平成35年３月31日まで5.5パーセントとし、平成35年４月１日から5.0パーセントとする。ただし、割引後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て１円単位とする。

ニ　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る２の⑶のヨの適用については、

「㈠　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。